

平成19年6月27日

平成19年

第6回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成19年第6回教育委員会定例会会議録

平成19年6月27日午後2時00分大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政 委員	委員長
渡邊盛雄 委員	委員長職務代理者
高山美智子 委員	
野口和矩 委員	
細島徳明 委員	教育長

計 5 名

2 出席した職員

教育委員会事務局次長	佐藤喜美男
庶務課長	平山政雄
学務課長（私学行政担当課長兼務）	清水耕次
指導室長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	鈴村邦夫
社会教育課長	柿本伸二
大田図書館長	鈴木慶三

計 7 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第6回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成19年第6回教育委員会定例会を開催する。

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数である。よって会議は成立した。
会議録署名委員に細島教育長を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

1 教育界の重要日誌から

(資料) 教育界の重要日誌5月分

- 16日、日本PTA全国協議会が携帯電話を所持している中学2年生の10人に1人が
「会ったことのないメールだけの友だちが5人以上いる」との意識調査の結果
を発表した。
- 18日、衆議院本会議で教育改革関連三法案が自民・公明両党の賛成多数で可決された。
- 23日、教員の勤務実態調査を文科省が実施、教員の勤務実態が調査により明らかになり公表された。
- 25日、少年院送致の年齢を「おおむね12歳以上」に引き下げる改正少年法が参議院
本会議で与党の賛成多数で可決された。

2 再生会議について

(資料) 教育再生会議第2次報告

教育再生会議の第2次報告がされた。全文を資料として添付したので、よくお読みいただきたい。主な点は次のとおりである。

(1) 学力向上について

① 授業時数の10%増の具体策について

授業時数の10%増を図る。夏休み等の長期休業日の活用・2学期制の導入・
朝の15分授業・7時間目の設定等、教育委員会・学校が創意工夫して実施しなさい
という提案である。具体的には学校週5日制を基本としつつ、教育委員会や
学校の裁量で土曜授業ができるように措置を講じることである。土曜授業は
義務化はせず、あくまで自治体の判断で実施できるようにする。教員の勤務は都
道府県条例で定めているので、変形労働時間等を定めて実施しなさいというのが、
国の構えである。

② 教科書の見直しについて

教科書については、質・量ともに充実を図り、主権者教育・法教育・消費者教育等、社会の情勢を踏まえた内容を盛り込むことという要請もある。

③ 学力の向上について

全国学力調査については、国と教委が結果を徹底検証する一方、教委に対し、学力不振校に改善計画を提出させ、国と協力して改善に向け、予算・教員定数・人事面での特別支援を行うよう求めている。

(2) 心と体について

① 德育について

德育を従来の教科とは違う新たな新教科として位置づける。担当教諭は専任教諭ではなく学級担任が実施する。中学校においても専門の免許は設定しない。また点数による評価もしないという方向が示されている。德育の教材は教科書と副教材を使用する。国の検定対象とするかどうかは明言されていない。中教審に委ねられたということである。

② 体験・奉仕活動の必修化について

全ての学校段階において体験・奉仕活動をすることとしており、小学校では1週間の集団宿泊体験や自然体験、中学校では1週間の職場体験を実施することになっている。中学生の職場体験については、東京都は5日間といっているが国では1週間となっている。これも現場の自治体に任せられている。区教委として、教員の勤務体制等の制約のある中で取り組めるか、また予算の措置ができるか疑問である。

2 教育改革関連三法の改正について

教育改革関連三法が6月20日に参議院でも可決されて成立をした。主な改正点は次のとおりである。

(1) 学校教育法の改正について

- ① わが国の郷土と愛する態度を養うこと等、義務教育の目標を規定する。
- ② 小中学校等に副校長・主幹教諭・指導教諭を創設する。

(2) 地方教育行政法の改正について

- ① 限定期的に国の教育委員会に対しての指示権・是正要求権を新設する。
- ② 知事が行う私立学校に対する教育行政に教育委員会が助言できると規定する。
- ③ 教育委員に保護者1名を義務化する。

(3) 教員免許法について

- ① 教員免許は有効期間10年の更新制を導入する。
- ② 指導が不適切な教員への指導改善研修の実施等を行い、その結果不適切と認定された教員については免職等ができるようにする。

3 国の動きについて

(1) 情報教育について

文部科学省が子どもたちへの情報教育が必要ということで各教育委員会に対して通知を出している。情報モラルを子どもたちに与えるためのモデルカリキュラムを指導計画

に反映させるという目的である。

なお、今号のおおたの教育にて情報教育の特集記事を掲載している。

(2) 改正少年法について

- ① 少年の行為に対して警察が押収・捜索という調査をする権限があることを明記した。
- ② 少年院の送致年齢の下限を15歳以上からおおむね12歳以上に引き下げた。
- ③ 保護観察中の少年が守るべき事項を繰返し違反した場合は、少年院に送る処分が可能となった。
- ④ 重大事件で身柄を拘束されている少年に公費で弁護士を付けられるよう制度が拡大した。

(3) 国民健康栄養調査の結果について

厚生労働省が国民健康栄養調査の結果を発表した。特徴的な点としては、肥満傾向は相変わらずであるが、一方で痩せすぎ、痩せ気味の子どもが増加している。男子が20.3%で前年度より4ポイントアップ、女子が18.1%で前年度より3.1ポイントアップとなっている。

(4) 児童生徒の自殺数について

警察庁が18年度の学生生徒の自殺が886人で過去最多になったと発表した。小学生が14人、前年度より7人増、中学生は81人で前年度より15人増、高校が220人で5人増となっている。

4 東京都の動きについて

(1) 人事制度の変更について

東京都は、役割分担・指揮系統を明確にし指導力の向上を図っていくことを目的に、学校組織をフラット型からピラミッド型の人事制度に改革する。

校長を統括校長と校長の2つに分ける。その下に副校長、主幹、主幹の下に新設の主任教諭、そして教諭という図になる。統括校長は新設で進学重点校や教育困難校に設置し、給与も優遇する。主幹については現在希望者が少なく、設置基準及び受験資格の見直しをすることである。また、教育管理職B選考の受験資格を主幹に限定した。主任教諭は10年以上の中堅層を対象としており、ピラミッド型の人事制度の中で主幹教諭を補佐し、教諭の指導をする位置づけである。教員数の85%が主任教諭と教諭であり、その2分の1程度を主任教諭とすることがある。これは東京都が学校教育法の改正を先取りして実施するものである。

5 その他自治体等の動きについて

(1) 港区

港区では親のクレーム対策で弁護士が助言する制度を導入した。これは学校に本来業務に専念してもらうためのこと。今年度予算は250万円で、港法曹会の5支所ごとに弁護士1人を選任すること。ただしあくまでも後方支援ということである。

(2) 中野区

中野区にて防犯ブザーの電池の破裂事故が発生した。既に学務課で対応済みと思うが、児童生徒の安全の確保に留意してほしい。

(3) 埼玉県東松山市

東松山市では就学支援委員会を廃止した。従来から東松山市では普通学級希望者には希望どおり入学を認めていたが、更に徹底を図ることである。保護者は希望すれば障害を持った子どもを普通学級に入れることができる。必ず介護員をマンツーマンで配置するということである。

(4) 大阪市

大阪市は新任研修で保護者との上手な話し方・トラブル回避策を伝授すること。大田区でも検討した方が良いかと思う。

(5) 木更津市

木更津市では、小学校3年から中学校3年の希望者に対して算数・数学検定を実施すること。大田区でも国語の漢字検定を実施しているが、学習の動機づけとなると保護者にも評判が良い。算数についても実施をできないかと前から言っているのだが、なかなか合意が得られない。今の子どもたちは、眼に見えた目標がないとなかなか動機づけができない。このような検定の類は、教員の負担になるかも知れないが子どもたちの学習意欲が生まれやすい。木更津市でも試行の結果、学習意欲が伸びているとのこと。

(6) 京都府八幡市

八幡市では、全中学2年生を対象に英単語のターゲット1800DSを導入する。昔の豆单の代わりに使用すると思うのだが、試行の結果、英単語の成績が著しく向上したこと。予算は必要かも知れないが、今の子どもの実情を反映していると思う。

(7) 社団法人 日本化学工業協会

日本化学工業協会が3冊の化学雑誌を発行し、大ヒットしている。タイトルは、食べ物のはなし・おもしろ化学史・地球の未来を化学がつくるである。理科教育・食育を進める上で必要ならば大田区でももらってはどうか。

6 大田区の動き

(1) 田園調布小学校

日本将棋連盟が今年度より実施した指導者派遣事業の一環として、田園調布小学校に将棋の羽生先生が来校した。将棋の歴史等のお話をいただくとともに児童と将棋の対局をした。

(2) 志茂田小学校

伊豆高原学園への移動教室の際に、地元の八幡野漁港にてロックソーランを披露。漁港関係者やダイバーとの交流を図った。

(3) 田園調布高校

田園調布高校メディアサイエンス愛好会が年3回初心者向けにパソコン教室を開催、定員は20名であるが毎回定員を大幅に超える応募があり大盛況とのこと新聞報道があった。これは同愛好会から地域連携講座として社会教育課に応募のあったもので、社会教育課の事業として高校生の学習成果での地域貢献を支援している。

(4) その他

大森第十中学校のニュースペーパー イン エディケーションや久が原小学校の斎藤副校長の話なども新聞報道されていた。

○委員長

教育長の報告に質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2 「部課長からの報告事項」

○委員長

部課長からの報告を求める。

○ 庶務課長

(資料) 平成19年度版 大田区の教育概要

平成19年度版の大田区の教育概要を作成した。毎年この時期に実績等、現在の教育委員会の諸事業について載せている。ご覧いただき、資料としてご活用いただきたい。

○ 学務課長

1 麻しん(はしか)の発生状況について

先月30日の定例会の時に、小学校では3校4名、中学校では5校6名という報告をした。本日現在、小学校8校10名、中学校では11校12名の罹患者がでたとの報告を受けている。6月25日も罹患の報告を受けており、終息には向かっていない。学級閉鎖の報告はないが、罹患生徒が出たことにより1校で校外学習を延期している。延期については学校医と相談の上、校長が判断している。

今回の麻しん発生における学校運営については危機管理の一環であることから、マニュアルを作成し校長に提供することを考えている。校長が判断するにあたっては、医学的判断も必要なため学校医、保健所、各地域行政センター地域健康課の支援を仰ぐこともマニュアルに盛り込むべく関係機関と調整している。

また6月1日から開始した麻しんワクチンの無料接種の状況であるが、予防接種希望者は6月19日現在、小学校1153名未接種・未罹患者のうち1063名、中学校に

おいては930名の未接種・未罹患者のうち835名が接種を希望している。なお、自主的に接種した小学生は79名、中学生は71名との報告を受けている。

2 学校給食費の徴収状況について

(資料) 学校給食費の徴収状況について

学校給食費の徴収状況については、19年4月末現在、未納のある学校64校72.73%、未納児童数等は307名0.80%、未納金額約795万円0.466%となっている。各学校の努力もあり、2月末、3月末と未納校・未納児童生徒数・未納金額の3項目ともかなり改善してきている。17年度実績までは改善されていないが、来月の定例会では、18年度分の徴収状況の最終結果となる5月末日現在の報告として現状よりさらに改善された報告ができると考えている。今後も学校には未納対策の徹底をお願いするとともに徴収の実績の良い学校、芳しくない学校とのヒアリングを実施、内容を分析した上で徴収方法について各学校に情報提供する等もしていきたい。また作成を予定している給食費の徴収マニュアルについてもヒアリングの結果を反映して作っていきたい。

○指導室長

(資料) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について

平成18年度、児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果について報告する。今年度の児童生徒の一人ひとり確かな学力の定着状況や各教科の目標、内容実現状況を把握し、指導方法の改善・充実に活かすことを目的にこの調査結果が発表された。調査の対象学年は昨年度と同様で、小学校5年生及び中学校2年生である。本年の1月16日に実施した。

調査内容は小学校が国語・算数・理科・社会の4教科、中学校が国語・数学・理科・社会・英語の5教科である。なお、今回の調査では問題解決力を測るための調査が小・中学校とともに加えられた。現在、調査結果の詳しい分析を行っているところであるため、定例会では概略的な状況について説明する。東京都教育委員会では問題作成上、70%の正答率をもって概ね満足できる学力と捕らえている。その上で大田区の状況であるが、お手元の表にあるとおり、小学校の全体平均は各教科において71.0から80.9、中学校では66.7から76.0となっている。また、都全体の平均値と比較すると小・中学校とも全教科において平均を下回る結果になっている。このことについては、大田区の課題として重く受け止めて対応していくかなければならないと認識している。今後、結果を十分に分析し、校長会と連携して、各学校における具体的な改善策や教育委員会としての取り組みについて検討していく。

○社会教育課長

第60回都民体育大会大田区選手団の競技成績について報告する。

都内54の区市町村の参加により、昨年8月6日の夏季大会を皮切りに冬季のスキ一大会、そして今年度の春季大会と続き、今月3日の日曜日に閉会した。大田区から475名の選手団を派遣した。大田区は男子総合成績で第1位、女子は総合3位と優秀な成績を修め、男子優勝の記念として高松宮殿下記念杯をいただいた。なお、高松宮殿下記念杯は来年の春季大会の開会式まで大田区で預かる。優勝を区民のみなさんと分かち合う意味もふくめて、本庁舎1階のショーウィンドウ内に展示している。

○委員長

ただいまの報告に質問、意見はないか。

○野口委員

都民大会の結果はとてもうれしい。しかし、学力テストの結果が気になる。これについては、分析の結果をきちんと報告をいただきたい。

2点ほど質問する。1点目は、中学生の海外派遣である。昨年同様の実施なのか。2点目は、小・中学生の携帯電話の所持状況である。学校への持込等については、どのような対応をしているのか。

○指導室長

海外派遣については、昨年同様である。

2点目の携帯電話についてだか、生活主任の研修会等でも大きな話題になっている。各学校においては、その取り扱いについて校則等で定め、指導している。所持状況については教育委員会としては把握していない。しかし、先般、学校訪問をした際にも生活指導担当教員から、いろいろな非行問題に携帯電話が絡んでいるとの報告があり、その日の指導室訪問の中で協議した。携帯電話については十分大きな課題として認識している。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第45号議案について説明を求める。

○庶務課長

第 45 号議案、大田区文化財保護審議会委員の委嘱について説明する。6月末で今期分の任期が終了するため、7月1日からの2年間の委員の候補者名簿をお手元の方に配付している。今回8名の委員の委嘱をお願いしたい。文化財審議委員は任期2年、定員10名以下となっており、従来8名の方に委嘱している。前期は適任な後継者がいなかつたため7名で運営していたが、今回、名簿の1番下の青木先生に新たにお引き受けいただけるとのことである。また、外の7名の委員についても長いこと委員として活動していただいている、経歴からも実績からも安心してお願いできると考えている。

○委員長

ただいまの説明に質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

原案どおり決定してよろしいか

(「異議なし」と声あり)

○委員長

それでは第 45 号議案について原案どおり決定する。

日程第 4 「大田区教育委員会教育委員長の選挙」

○委員長

大田区教育委員会教育委員長を選任する。

選挙の方法は、大田区教育委員会会議規則第6条により単記無記名投票と指名推選があるが、いずれの方法で行うかお聞きしたい。

(「指名推選」との声あり)

○委員長

選挙の方法は指名推選でよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

選挙の方法は、指名推選とする。

それでは教育委員長には、どなたを推選するか。

(「渡邊委員長職務代理にお願いしたい」との声あり)

○委員長

教育委員長に渡邊委員長職務代理との発言があった。

他の委員の推選はないか。

(「ありません」の声あり)

○委員長

この件については、委員の一身上に関する事であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により当事者は議事に参与することができないが、同条同項のただし書きの規定により委員会の同意を得れば会議に出席し、発言することができる。いかがか。

(「会議に出席し発言することに同意する」の声あり)

○委員長

同意を得られたので、このまま会議を続行する。

渡邊委員長職務代理を教育委員長と決定してよろしいか。

(「賛成」との声あり)

○委員長

全員の賛成により、平成19年6月28日から渡邊委員長職務代理に教育委員長に就任していただくことに決定した。

○委員長

渡邊委員長職務代理が委員長に選任されたため、新たに委員長職務代理を選任する。

選挙の方法は、大田区教育委員会会議規則第6条により単記無記名投票と指名推選があるが、いずれの方法で行うかお聞きしたい。

(「指名推選」との声あり)

○委員長

選挙の方法は指名推選でよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

選挙の方法は、指名推選とする。

それでは教育委員長職務代理には、どなたを推選するか。

(「高山委員にお願いしたい」との声あり)

○委員長

教育委員長職務代理に高山委員との発言があった。

他の委員の推選はないか。

(「ありません」の声あり)

○委員長

この件については、委員の一身上に関する事であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により当事者は議事に参与することができないが、同条同項のただし書きの規定により委員会の同意を得れば会議に出席し、発言することができる。いかがか。

(「会議に出席し発言することに同意する」の声あり)

○委員長

同意を得られたので、このまま会議を続行する。

高山委員を教育委員長職務代理と決定してよろしいか。

(「賛成」との声あり)

○委員長

全員の賛成により、平成19年6月28日から高山委員に教育委員長職務代理に就任していただくことに決定した。

○委員長

それでは、新教育委員長に就任していただく渡邊委員に一言ご挨拶をお願いする。

○渡邊委員

4年前に委員長に就任して以来、2度目の委員長である。初心に戻った気持ちで、またほど良い緊張を持ちながら委員長を務めていきたいと思う。みなさん、よろしくお願いします。

○委員長

最後になるが、私からも一言あいさつさせていただく。1年間委員長を勤めさせていただいた。本当に荷の重い仕事であった。ほとんどの学校は順調に運営されているが、いくつかの学校では小さなトラブルが起きたりしていた。そして、何よりも昨年は自殺予告騒動で、万一の場合に備えて学校現場と教育委員会が一丸となって取り組んだことが記憶に新しいところである。どんな問題でも、学校現場と教育委員会が一丸となって取り組むということが大田区の良いところだと思う。先程、荷が重いといったが、本来そういった重責ではあるが、事務局のみなさん、学校の先生方が日々がんばっているおかげで、荷を背負うことができた。私自身も貴重な経験をさせていただいた。教育委員として残る任期、この経験を活かして仕事をしていきたいと思う。みなさん、本当に1年間ありがとうございました。

○委員長

これにより、第6回教育委員会定例会を閉会する。

(午後2時45分閉会)